

令和6年6月1日の介護報酬改定に伴う変更について（ご案内）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素より当通所リハビリテーションをご利用頂き、厚く御礼申し上げます。
この度、令和6年度の介護報酬改定に伴い、皆様から頂戴しておりますご利用料金が今回は6月1日から改定されますので、ご案内申し上げます。
又、今後の法改正や制度改定、介護報酬改定等でも国の定める算定条件により、ご利用料金が改定されます事を予めご了承下さいますようお願い致します。

変更時期 〈 令和6年6月1日ご利用分より 〉
変更内容 〈基本部分〉 大規模型通所リハビリテーション費の場合

〈基本部分〉

(1回の単位数)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	353→ 357	384→ 388	411→ 415	441→ 445	469→ 475
2～3時間未満	368→ 372	423→ 427	477→ 482	531→ 536	586→ 591
3～4時間未満	465→ 470	542→ 547	616→ 623	710→ 719	806→ 816
4～5時間未満	520→ 525	606→ 611	689→ 696	796→ 805	902→ 912
5～6時間未満	579→ 584	687→ 692	793→ 800	919→ 929	1043→ 1053
6～7時間未満	670→ 675	797→ 802	919→ 926	1066→ 1077	1211→ 1224
7～8時間未満	708→ 714	841→ 847	973→ 983	1129→ 1140	1282→ 1300

〈加算部分〉

リハビリテーション提供体制加算 3H以上4H未満+12、4H以上+16、5H以上+20、6H以上+24、7H以上+28
理学療法士等体制強化加算 1H以上2H未満 1日につき+30
中山間地域等サービス提供加算 5%
入浴介助加算 (Ⅰ) 1日につき+40、(Ⅱ) 1日につき+60
リハビリテーションマネジメント加算 医師が説明し同意を得る+270
退院時共同指導加算 +600/回(新設)
短期集中個別リハビリ実施加算 1日につき+110
生活行為向上リハビリ実施加算 利用開始日の属する月から6月以内1月+1250
口腔機能向上加算 (Ⅰ) 1回につき+150 月2回を限度、(Ⅱ) 1回につき+160 月2回を限度
科学的介護推進体制加算(LIFE) 1月につき+40
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1回につき+22
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 1月につき所定単位×8.6%

◎ 要支援

(1か月の単位数)	要支援1	要支援2	※12か月超のご利用で1月あたり 要支援1は-120、要支援2は-
	2053→ 2268	3999→ 4228	

〈加算部分〉

中山間地域等サービス提供加算 5%
生活行為向上リハビリ実施加算 利用開始日の属する月から6月以内1月+562(継続は6月以内×85%に減算)
科学的介護推進体制加算(LIFE) 1月につき+40
口腔機能向上加算 (Ⅰ) 1月につき+150、(Ⅱ) 1月につき+160
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 要支援1: 1月につき+88、要支援2: 1月につき+176
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 1月につき所定単位×8.6%